

工事情報共有システム活用の試行要領（営繕工事）

京都府建設交通部営繕課

（趣旨）

第1条 この要領は、京都府が発注する営繕工事において、ASP方式の工事情報共有システムの活用により、更なる受発注者間の業務効率化及び書類の簡素化を図るため、必要な事項を定めたものである。

（システム利用により共有する書類）

第2条 「工事打合簿（指示・協議・承諾）」及び「工事報告書」とする。

（使用要件）

第3条 （国土交通省）「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」を満たす工事情報共有システムを使用する。

（工事情報共有システム）

第4条 試行において使用する工事情報共有システムは、以下のシステム事業者の中から受注者が選択することとする。当該システム利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。

（株）アイサス、（株）建設システム、川田テクノシステム（株）、
（株）建設総合サービス、日本電気（株）、（株）ビーイング、（株）現場サポート
※記載の7社は、第3条の使用要件を満たすシステム事業者である。

（システム利用料）

第5条 工事情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料）は、当初契約に含まれていないため、試行対象工事で工事情報共有システムの利用を認めた工事については、当該工事の契約後に共通仮設費へ計上し設計変更で対応する。

（工事成績評定での加点）

第6条 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫（主任監督員）において、1点加点する。

（システム利用に関するアンケート）

第7条 工事情報共有システムを利用した工事については、受注者（主任技術者等）及び発注者（監督職員）がそれぞれアンケート調査に回答し、工事完成後すみやかに営繕課建設設備管理係に提出することとする。

（設計図書等への明示）

第8条 試行対象工事は、現場説明書において、以下のとおり記載することとする。

工事情報共有システムについて

工事情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

工事情報共有システムを用いて作成及び提出を行った工事関係図書については、別途紙に出力して提出しないものとし、署名又は押印がなくても書面として有効とする。

受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望する場合は、発注者と協議し、発注者の指示に基づき当該システムを利用することが出来る。

- (1) 工事情報共有システムにより共有する工事書類は、「工事打合簿」と「工事報告書」とする。
- (2) 使用する工事情報共有システムは、以下のシステム事業者の中から受注者が選択する。
(株)アイサス、(株)建設システム、川田テクノシステム(株)、
(株)建設総合サービス、日本電気(株)、(株)ビーイング、(株)現場サポート
※記載の7社は、(国土交通省)「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」を満たすシステム事業者である。
- (3) 工事情報共有システムの利用に関する費用(登録料及び利用料)は、当初契約に含まれていないため、試行対象工事で工事情報共有システムの利用を認めた工事については、当該工事の契約後に共通仮設費へ計上し設計変更で対応する。当該システム利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。
- (4) 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫において加点対象とする。
- (5) 工事完成時に、工事情報共有システム利用に関するアンケートを提出すること。

- 2 試行対象工事以外の工事で、受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望する場合は、発注者と協議し、発注者が承諾した場合に当該システムを利用することが出来る。発注者が承諾する際の工事打合簿には、以下のとおり記載することとする。

工事情報共有システムについて

工事情報共有システムを用いて作成及び提出を行った工事関係図書については、別途紙に出力して提出しないものとし、署名又は押印がなくても書面として有効とする。

- (1) 工事情報共有システムにより共有する工事書類は、「工事打合簿」と「工事報告書」とする。
- (2) 使用する工事情報共有システムは、以下のシステム事業者の中から受注者が選択する。
(株)アイサス、(株)建設システム、川田テクノシステム(株)、
(株)建設総合サービス、日本電気(株)、(株)ビーイング、(株)現場サポート
※記載の7社は、(国土交通省)「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」を満たすシステム事業者である。
- (3) 工事情報共有システムの利用に関する費用(登録料及び利用料)について、発注者は負担しない。当該システム利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。
- (4) 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫において加点対象とする。
- (5) 工事完成時に、工事情報共有システム利用に関するアンケートを提出すること。

(補足)

第9条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

令和4年11月1日 改定

令和5年9月12日 改定